



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月8日火曜日 第2317号

◇ 目次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	958
肥料登録有効期間の更新.....	958
建築士の免許の取消し.....	958
道路の区域変更(県道城辺高茂岬線).....	958
道路の供用開始(").....	958
道路の供用開始(県道柳沢新谷停車場線).....	959

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	959
ふく取扱者試験の施行.....	959
採石業務管理者試験の合格者の発表.....	960

告 示

○愛媛県告示第1301号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成23年10月27日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
14	愛媛県猟友会 宇摩支部 村上 眞啓	1 売りさばき人住所 四国中央市上柏町 44番地1	1 売りさばき人住所 四国中央市新宮町 馬立4417
		2 代表者氏名 村上 眞啓	2 代表者氏名 山下 正博

○愛媛県告示第1304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町越田383番2地先から 同町越田384番1地先まで	旧	メートル 8.8~23.4	キロメートル 0.037	
			新	13.2~23.4	0.037	

○愛媛県告示第1305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1302号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年11月4日	愛媛県第1275号	混合有機質肥料	スーパー有機DX	窒素全量 1.7 りん酸全量 4.5 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社 宇摩ボウトリ 愛媛県四国中央市土居町津根4392

○愛媛県告示第1303号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

免許の取消年月日	免許の取消を受けた建築士			免許の取消理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成20年5月21日	河野 秀雄	二級建築士	愛媛県知事登録第4828号	死亡による

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町越田383番2地先から 同町越田384番1地先まで	平成23年11月8日

○愛媛県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙67番3から 同市喜多山乙64番7まで	平成23年11月8日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年10月26日	NPO法人ありがとう	山本 諭	松山市東石井6丁目4番36号	この法人は、主に愛媛県内及び徳島県内のシニア世代の方や身体に障害を持つ方々の暮らしを支え、子供たちの未来を育む活動を、地域の人材を最大限に活かした方法で実現することにより、全ての人が明るい笑顔を浮かべることができる社会づくりを実現することを目的とする。

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成23年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学科試験	平成24年2月14日（火）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
実地試験	平成24年3月14日（水）午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成24年1月4日（水）から16日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

(1) 衛生法規

(2) 食品衛生学

(3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。



○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成23年10月14日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成23年11月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号	受験番号
2	5	6